

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(前日の休日は、  
当日の翌日  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 昭和四十六年度鳥取県一般会計補正予算等
- ◇ 雑 報 鳥取県交通安全計画の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第五十一号

昭和四十六年十二月定例県議会で十二月十七日議決された昭和四十六年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十六年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十六年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十六年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算及び昭和四十六年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十七年二月二十一日、

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 昭和46年度鳥取県一般会計補正予算

昭和46年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517,374千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,491,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	
3 地方交付税	1 地方交付税	18,863,494	115,097	18,978,591	
		18,863,494	115,097	18,978,591	
7 国庫支出金	2 国庫補助金	1 国庫負担金	267,852	20,173,611	
		1 国庫負担金	6,052,364	85,699	6,138,063
		2 国庫補助金	13,667,249	178,750	13,845,999

12 請 入	3 委 託 金	186,146	3,403	189,549
	4 貸付金元利収入	5,123,744	111,425	5,235,169
13 県 債	4 貸付金元利収入	4,291,400	110,568	4,401,968
	5 受託事業収入	256,843	857	257,700
歳 入	1 県 債	2,429,216	23,000	2,452,216
	合 計	57,974,253	517,374	58,491,627
2 総 務 費	1 総務管理費	1,604,593	17,750	1,622,343
	2 企 画 費	130,611	8,552	139,163
3 民 生 費	1 社会福祉費	1,147,518	5,275	1,152,793
	2 児童福祉費	1,553,090	10,750	1,563,840
	3 生活保護費	923,298	51,538	974,836
4 衛 生 費	4 医 薬 費	2,006,868	36	2,006,904
	4 医 薬 費	697,961	36	697,997
5 勞 働 費	2 職業訓練費	441,087	1,620	442,707
	2 職業訓練費	142,768	1,620	144,388
6 農林水産業費	1 農 業 費	10,107,680	190,398	10,298,078
	1 農 業 費	2,915,961	133,907	3,049,868
7 商 工 費	2 畜 産 業 費	630,667	16,316	646,983
	3 農 地 費	3,749,591	8,159	3,757,750
8 土 木 費	4 林 業 費	1,897,222	10,566	1,907,788
	5 水 産 業 費	914,239	1,450	915,689
1 商 業 費	1 商 業 費	4,264,809	100,286	4,365,095
	3 観 光 費	1,828,136	100,000	1,928,136
2 道 路 橋 り よ う 費	1 観 光 費	101,176	286	101,462
	2 道 路 橋 り よ う 費	15,740,742	4,740	15,745,482
3 河 川 河 岸 費	2 道 路 橋 り よ う 費	7,297,934	350	7,298,284
	3 河 川 河 岸 費	4,038,791	935	4,039,726

4 港 湾 費	938,194	2,755	940,949	
	5 都 市 計 画 費	2,600,486	700	2,601,186
9 警 察 費	2,567,039	10,879	2,577,918	
	1 警 察 管 理 費	2,268,479	8,487	2,276,966
	2 警 察 活 動 費	298,560	2,392	300,952
10 教 育 費	14,309,308	18,548	14,327,856	
	1 教 育 総 務 費	790,213	567	790,780
11 災 害 復 旧 費	7 保 健 体 育 費	113,880	17,981	131,861
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	235,356	18,761	254,119
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	317,826	78,241	396,067
歳 出 合 計	57,974,253	517,374	58,491,627	

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
昭和46年発生漁港施設災害復旧費	昭和46年度から昭和47年度まで	千円 14,072

境港管理組合費負担金	昭和46年度から昭和47年度まで	1,888
鳥取都市計画都市高速鉄道山陰本線及び因美線連続立体交差化事業	昭和46年度から昭和50年度まで	9,023,527
昭和45年発生建設災害復旧工事	昭和46年度から昭和47年度まで	37,671
昭和46年発生建設災害復旧工事	昭和46年度から昭和47年度まで	55,000

2 変 更

補 正 前	補 正 後
事 項	事 項
期 間	期 間
限 度 額	限 度 額
当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 昭和46年度から昭和73年度まで 312,907千円並びに同物件にかかる公租公課、火災保険料及び建設期間にかかると経過利息に相当する金額の合計額	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 昭和46年度から昭和78年度まで 352,021千円並びに同物件にかかる公租公課、火災保険料及び建設期間にかかると経過利息に相当する金額の合計額
職員会館賃貸借料	職員会館賃貸借料
昭和46年度に貸し付けた農業改良資金(農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金) 75,000千円に對す	昭和46年度に貸し付けた農業改良資金(農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金) 84,430千円に對す

農村青年経営安定資金から昭和46年度から昭和48年度までの昭利子補給年度まで	昭和49年度までの昭利子補給年度まで	昭和48年度から昭和49年度までの昭利子補給年度まで	昭和49年度までの昭利子補給年度まで
昭利子補給年度まで	昭利子補給年度まで	昭利子補給年度まで	昭利子補給年度まで
昭利子補給年度まで	昭利子補給年度まで	昭利子補給年度まで	昭利子補給年度まで
昭利子補給年度まで	昭利子補給年度まで	昭利子補給年度まで	昭利子補給年度まで

第3表 地方債補正

起債の目的	補正		前		補正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
漁港施設災害復旧費	12,000	千円	13,000	千円				
建設災害復旧費	83,000		105,000					
計	2,429,216		2,452,216					

昭和46年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

昭和46年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,071千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	1 国庫補助金	66,990	2,091	69,081
		42,763	1,236	43,999
2 繰入金	1 一般会計繰入金	42,763	1,236	43,999
		240	12,165	12,405
3 繰越金	1 繰越金	240	12,165	12,405
		146,276	4,579	150,855
4 諸収入	1 貸付金元利収入	146,275	4,579	150,854
		256,269	-20,071	276,340
歳入	合計	256,269	-20,071	276,340

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 農業改良資金		256,269	20,071	276,340

歳 出	1 農業改良資金貸付事業費	256,269	20,071	276,340
歳 出 計 合		256,269	20,071	276,340

昭和46年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和46年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,204千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 財 産 収 入		35,254	12,204	47,458
	1 財産売却収入	35,253	12,204	47,457
歳 入 合 計		109,386	12,204	121,590

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県営林事業費		109,386	12,204	121,590

歳 出	6 管理事業費	13,862	12,204	26,066
歳 出 計 合		109,386	12,204	121,590

昭和46年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和46年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,036千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,511千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 使用料及び手数料		60,702	2,036	62,738
	1 使 用 料	60,702	2,036	62,738
歳 入 合 計		64,475	2,036	66,511

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 事 業 費		49,912	2,036	51,948

歳 入	1 事 業 費	49,912	2,036	51,948
歳 出	合 計	64,475	2,036	66,511

昭和46年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算

昭和46年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273,574千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 債	1 県 債	千円	千円	千円
		123,000	148,000	271,000
3 繰 入 金	1 一般会計繰入金	518	700	1,218
		518	700	1,218

歳 入	合 計	124,874	148,700	273,574
歳 出	合 計	124,874	148,700	273,574

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 営 駐 車 場 費	1 県 営 駐 車 場 費	千円	千円	千円
		124,874	148,700	273,574
歳 出	合 計	124,874	148,700	273,574

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	補 限 度 額	起 債 の 方 法	補 限 度 額	起 債 の 方 法
駐車場建設事業費	千円 123,000	利率 %	千円 271,000	利率 %
計	123,000		271,000	

雑 報

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定に基づき、鳥取県交通安全計画を作成したので同法同条第4項の規定により、

次のとおりその要旨を公表する。

昭和47年1月21日

鳥取県交通安全対策会議

会長 鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県交通安全計画の要旨

はしがき

近年における自動車交通の急激な伸展に伴い、交通事故は逐年増加の一途をたどっており、県民の日常生活を脅かしている。

この鳥取県交通安全計画は、このような深刻な交通事情に対処するため、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、昭和46年度から昭和50年度までの5年間に本県の区域において、県、指定地方行政機関及び市町村が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この計画に基づき、県、指定地方行政機関及び市町村においては、交通情勢や地域の実態に応じて、交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施することを望むものである。

#### 第1部 計画の構想

交通安全のための施策を講ずるにあたっては、車両等の交通機関、それを運転する人間及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、相互関連を考慮しながら適切かつ実施可能な方策を検討し、計画を作成しなければならない。

まず第一に、交通機関が原因となる事故の防止対策としては、その構造、施設等の安全性を高めるとともに、その安全性を常時保持し、必要に応じた検査を実施しうる体制をいっそう充実させなければならない。

第二に、車両を運転する人間の資質に即した安全対策については、資格制度の合理化による不適格者の排除、教育訓練の充実、各種組織における管理体制の改善及び運転者自身の交通安全意識の自覚を図る必要があるが、交通安全を確保するためには、さらにすべての県民に交通安全意識を定着させる必要がある。

第三に、交通環境については、交通量の増大、車両の高速化等に対応して、道路等の整備を進めるとともに、交通安全施設の整備、交通規制の強化等を図る必要がある。

これらの交通環境の整備にあたっては、とくに歩行者保護の観点から人の通行と車両の通行との分離を図るほか、ますますふくそうする交通の流れを秩序づけることにより、歩行者の保護と車両の安全な運転に資するものとする。

以上の考えのもとに有効適切な交通安全対策を講ずるため、その基礎として交通事故原因の総合的な研究調査を行なうとともに、交通事故が発生した場合には、救助救急活動等被害者の救済措置に万全をつくすよう努めるものとする。

#### 第2部 道路交通安全

##### 第1章 道路交通事故のすう勢とその抑止目標

###### 第1節 道路交通事故の現況

本県の自動車保有台数は、昭和35年には、27,114台であったが、昭和45年には169,794台となり、本格的な自動車時代を迎えたが、この事態は、一方では交通安全に関連する各般の施策や県民の即応態勢との間に不均衡を生じ、交通事故の増大を招いている。

交通事故による死傷者は、昭和35年には1,051人であったが、昭和

45年には6,244人となり自動車の増加に伴って年々増加のう勢にある。

交通事故の発生がこのまま推移すると仮定すれば、昭和50年においては、死者は149人、このうち歩行中の死者は58人となり、負傷者は10,687人と1万人を越えるという憂慮すべき事態になることが予想される。

このような事態になることを防止するため、交通安全対策を総合的かつ強力に実施することにより、極力交通事故の増加傾向の抑止に努めるものとするが、とくに歩行者については、可能な限りの施策を優先的に講じ、その死傷者数の半減を目的として極力事故発生を減少を図る。

第2章 目標達成のための施策

第1節 施策の重点

今後、5箇年間に歩行中の死傷者の半減を抑制目標とする各般の施策を推進するにあたっては、とくに次の点に重点をおくものとする。

第一に、歩行者、自動車その他の道路交通の流れを分離し、道路交通の安全性を高めるため、歩道、横断歩道橋等及びこれに関連する信号機の設定を重点的に進めるとともに、道路を機能別に区分し、それに対応して駐車禁止、一方通行等、体系的な道路交通秩序の確立を図る。

第二に、飲酒運転、スピード違反、追越し違反等「交通凶悪犯」の追放運動を進めるとともに、運転者教育の充実、交通取締りの強化等を行ない、運転者の自覚を促すほか、県民の交通犯罪を主む意識の醸成を図る。

第三に、死亡事故の大半が無識なスピードによる運転に起因しているもので、常に安全な速度で運転する慣行の樹立を図る。このため重点的に速度取締りを行なう。

職場では、余裕のある運行計画をたてるなど安全運転管理の確保、労働条件の改善を進め、家庭でも「時間」よりも「安全」に重点をおく生活態度が樹立されるよう指導する。

第四に、歩行者に自衛能力を高める必要があるが、このため、とくに子どもと老人の保護と教育に重点をおくこととする。とくに幼児、児童に対しては「3本の指」運動の徹底等により、交通安全教育を強化する。

老人についても夜間の自転車乗りなど危険な行動をとらないよう注意し、「愛の一声運動」等により保護の徹底を図る。

第五に、県民の自主的な交通安全組織づくりを促進する必要があるが、このため、「交通安全村の会」の育成を重点的に進め、家庭から子どもと老人の事故防止、飲酒運転の追放等の運動を盛りあげていくこととする。

第2節 道路交通環境の整備

1 交通安全施設等の整備

自動車交通量は交通安全施設を含めた道路の整備を上回って増大している現状にかんがみ、交通事故が多発している道路その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、昭和46年度を初年度とする交通安全施設等整備事業に関する5箇年計画を作成し、信号機の増設改良、市街地その他歩行者の多い道路における歩道の設置、自転車歩行者専用道路の設置、横断歩道橋等の



整備、交差点の改良等を進めるとともに、防護柵、道路照明、道路標識、道路標示、区画線等を整備する。

また、道路の新改築にあつても、交通安全施設の整備に重点をおいて積極的に事業を推進する。

2 交通規制の合理化

都市を中心として全体としての交通規制の基本計画を作成するとともに、県内の道路を幹線道路、準幹線道路、生活道路等に性格づけをしたうえで、それぞれの道路の社会的機能及び道路の構造等に応じて、合理的な交通規制を推進することとする。とくに生活道路については、歩行者及び自転車利用者の保護を重点として、自動車の通行禁止、一方通行規制等交通の実態に即した交通規制を実施する。

このほか、路上における無秩序な駐車を排除するため、市街地の交通の滞りに応じ、駐車禁止場所の拡大など合理的な駐車規制を推進する。

なお、工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用については、公益性を有するものを除き極力許可を抑制するとともに、許可条件を厳格にする。また、道路交通の妨害となる不法占用物件等については、指導取締りを強化し、不正使用の早期排除を図る。

3 こどもの遊び場の確保

市街地におけるこどもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止、市街地環境の改善等に資するため、児童公園、児童遊園及び少年運動公園を整備するほか、空地地等を利用

して手近なちびっこ広場を確保するとともに、市街地の学校の校庭等を開放する。

第3節 交通安全に関する知識の普及等

1 交通安全教育の振興

学校教育における交通安全指導は、児童、生徒がみずから安全に行動できる能力を養うとともに、積極的に事故を防止できる社会人の育成を図るため、すべての教育活動を通じて行なうこととするが、とくに、年間12時間の特別時間を定めて系統的かつ計画的に実施する。

また、保育所及び幼稚園における交通安全指導を徹底させるため、「幼児のための交通安全指導の手びき」を県内全幼稚園、保育所に作成配付する。

さらに、公民館等の施設、各種学級、PTA、婦人会等あらゆる社会教育の場や機会をとらえ、交通安全教育の実施を推進する。

2 広報活動の充実

交通安全に関する広報活動については、家庭、職場、学校等それぞれの場に応じて効果的な広報手段を活用し、日常生活に密着した内容の広報を積極的に実施する。

とくに、交通安全運動の実施においては、歩行者事故、とくに子どもと老人の事故防止と死亡事故に直結するスピード違反、飲酒運転等の追放を重点に県民全体に交通安全意識の徹底を図る。

3 交通安全に関する民間団体の育成指導

交通安全に関する県民の関心を高め、全県民に交通安全意識を

定着させるためには、職場及び地域における自主的な組織と、その活動にまつところが大きいので、交通安全府の会など民間交通安全組織の結成と自主的な活動を活発化するように促進する。

第4節 道路運送車両の安全な運転の確保

1 運転教育の充実

運転者等に対する教育内容を充実するため、指定自動車教習所の指導員及び技能検定員に対する教養の強化を図るとともに、運転者の再教育の充実を図るため、安全運転学校における運転者教育、運転免許証更新時における講習等の内容を充実するほか、施設及び教育器材等の整備、科学的な教育技法等を導入して高度な再教育を推進する。

2 運転管理の改善

事業所における自動車の安全運転管理を強化するため、安全運転管理者を選任していない事業所の一端を図るとともに、研修会等を開催し安全運転管理能力の向上を図る。また、「時間」よりも「安全」をモットーとする職場慣行の確立を図る。また、運行管理者についても教習及び研修を強化し、資質の向上を図る。

3 運転者の労働条件の適正化

自動車運転者は、深夜労働等特殊な労働条件のもとにあるものが多く、労働管理が適正を欠く場合には交通事故を誘発しやすい実情にかんがみ、自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、事業所に対する監督指導をさらに強化する。

4 道路交通に関する情報の充実

道路利用者に対し、必要かつ的確な道路交通情報を提供するた

め、情報の収集または提供に必要な施設等の整備、広報媒体の活用、情報提供機関の充実強化を図る。

また、気象状況、とくに道路交通の安全に関連の深い局地気象の状況についての確かな把握と予報精度の向上を図るため、監視体制及び予報体制の強化充実に努める。

第5節 道路運送車両の安全性の確保

自動車台数の増加に対応して民間車検の拡大を推進するとともに、検査体制を整備する。また、自動車検査員の研修、事業場の監督を強化するなどにより、民間車検制度の適正な運営を図る。

自動車使用者に自動車の点検整備を確実に実施させるため、広報活動の積極化、街頭車両検査の強化を図る。

なお、自動車の点検整備の充実及び民間車検の拡大を図るにあたって、その受入れ体制を整備するため、小規模企業の集約化を積極的に推進する。また、自動車整備事業者及び従事者の技能の向上を図る。

第6節 道路交通秩序の維持

交通の指導取締りについては、歩行者、自転車乗行者の保護及び幹線道路における重大事故を防止するため街頭監視等の活動を強化するとともに、酒酔い運転、無免許運転、最高速度違反、追越し違反等の交通凶悪犯及び歩行者保護義務違反等悪質犯を重点に取締りを強化する。また、指導取締り方法の研究、取締り用装備器材の近代化等により、科学的かつ合理的な指導取締りの推進を図る。

このほか、ひき逃げ事件等の交通犯罪の捜査及び交通事故事件の処理を適正かつ迅速に行なうため、捜査要員の増強を図るほか、捜査技術の向上、装備等の増強を図る。

交通安全指導員の指導活動の強化促進については、現在の交通安全指導員制度の整備拡充に努め、被服費、研修費等の助成を引き続き行なうとともに、交通安全指導員講習会を開催し、指導員の資質の向上を図る。

第7節 緊急時における救急体制の整備

1 救急業務実施体制の整備

交通事故をはじめとする救急事故の増加等に対処するため、地域の実情に即した広域共同処理方式を積極的に推進する。

なお、救急自動車、救急指令装置等の改良及び整備を図る。

2 救急医療施設等の整備

初期治療を担当する救急告示病院等については、交通災害発生の外延的拡大に対応して、その拡大と適正配置をさらに推進するとともに、救急医療に従事する医師の研修会を実施し、その技術の向上を図る。また、脳神経外科及び麻酔科領域の専門医の養成を促進する。

第8節 被害者救済体制の整備

1 交通事故相談活動の強化

交通事故発生の実態並びに相談需要等の伸びに即応して相談員の増強、巡回相談の強化を図るとともに、電話等による相談活動を実施し遠隔地居住者に対する便宜を図る。また、研修等の方法により相談員の資質の向上を図るほか、必要に応じて、市町村に相談所等の設置を促進する。

2 交通災害共済事業の健全強化

交通事故の激増につれて、市町村における交通災害事業は

樂觀を許さない現状にあるので、加入率を高めるなど事業の健全性を確保するとともに、事業の充実を図る。

第9節 交通事故防止に関する調査研究の推進

有効な交通安全対策を樹立し、これを適切に実施するためには、地域的な交通事故の発生に関する調査研究あるいは地域の場を照らして個々の交通安全対策の有効性の調査研究等総合的な研究開発を推進する必要がある。この見地から、具体的な地域をとらえて交通事故多発原因の総合的な調査研究を行なうほか、モデル地区を設定して各種の交通安全対策の有効性についての調査研究を行ない、交通安全に関する施策に反影させる。

第3部 鉄道交通の安全

第1章 鉄道の運転事故の発生状況とその防止

県内における鉄道の運転事故は、輸送量の増大に伴う列車運行回数が増加及び列車の高速化にもかかわらず、おおむねばいの傾向に推移している。

しかし、列車運転の高速化、高密度に伴い、衝突、脱線等の事故が生じた場合、事故の大型化は避けられないので、今後は重大事故の防止に重点を置き、諸般の対策を強力に推進し、運転事故の半減を図るものとする。

第2章 謹じようとする施策

第1節 鉄道交通環境の整備

1 線路施設等の整備

路線施設は、安全運転の基盤であり、高度の精密さを要求されることにかんがみ、軌条、路盤及び橋りよう等の改良等施設の強

化を推進するほか、台風、水害、大雪等による災害を防止するため防護施設の整備を促進する。また、電気施設は、施設の中核的役割をになうものであり、その適切な保守整備を促進するほか、無線設備の整備を推進する。

2 信号保安設備等の整備

A T S装置(自動列車停止装置)の保守の徹底を図るほか、B装置(緊急自動停止装置)の整備の促進と保安度の向上、継電運動装置、C T C装置(列車集中制御装置)等の整備を促進する。

第2節 鉄道交通事故の防止に関する知識の普及

全国交通安全運動をはじめ、各種運動を通じて、広報活動を積極的に行なうにほか、鉄道愛護子供会の育成、妨害防止協力員の委嘱などの施策を講じ、知識の普及と事故防止を図る。

第3節 鉄道の安全な運行の確保

1 乗務員及び保安要員の教育の充実

乗務員及び保安要員に対しては、今後とも新技術導入等に即応した知識技能を習得させるため、現場における教育訓練をいっそう充実するとともに、教育器材の整備充実を図る。

2 列車運行管理の改善等

列車運行の実態を把握し、異例又は、重大な事故の発生等に際しては、迅速適切な措置を講ずるため、指令体制の強化を図る。また、警備体制の強化、防災設備の重点整備及び列車の運転規制の取扱い等適切な処置を講じ災害事故防止に努めるほか、乗務員が安全運転の確保ができるよう、安全管理の改善を図る。

3 気象情報の充実

豪雨、豪雪等の異常気象については、的確な把握と予報精度の向上を図り、安全を確保する。

第4節 緊急時における救急体制の整備

重大事故に際しての救助救急活動を確保するため、救急搬送機関、医療機関、国鉄、その他の関係機関の連絡協調体制の強化を図る。

第4部 踏切道における交通の安全

第1章 踏切事故の発生状況とその防止

県内の踏切事故は、昭和36年以後の長期的さう勢としては減少傾向にあるとはいえず、ここ数年をとれば横ばいしは若干増加している。

踏切事故がさう勢として減少してきたことは、踏切道の立体交差化や構造改良、保安設備の整備、整理統合及び交通規制の強化等の措置を講じたことによるものである。

しかしながら、今後における自動車交通量の増加や自動車の大型化、列車の高速化等を勘察すれば、過去にみられた減少傾向を期待することは困難であるし、また発生すれば重大化することも予想されるので、従来にも増して踏切道の安全対策を総合的に実施して踏切事故の発生を極力抑止するものとする。

第2章 講じようとする施策

第1節 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進

道路交通量、列車運行回教等に応じて連続立体交差化または単独立体交差化することにより踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設、改築にあたっては、極力立体交差化を進める。

なお、必要な踏切道については、漸次構造改良を行なう。

## 第2節 踏切安全設備の整備及び交通規制の促進

踏切道の幅員、利用状況、う回路の状況等に応じて、自動車の通行禁止その他適切な交通規制の実施及び踏切しや断機等の保安設備の整備を促進する。

## 第3節 踏切道の統廃合の促進

自動車の通行を禁止する踏切道のうち歩行者の通行に支障を及ぼさないと思われるものについては、漸次整理統合を行なう。

## 第4節 その他踏切道の交通安全と円滑を図るための措置

踏切道予告標、交通信号機等の設置を進めるとともに、運賃者の踏切しや断機の突破、警報無視及び一時停止義務違反等に対する取締り並びに踏切支障時における緊急措置の周知を図るための広報活動等を強化する。

## 第5部 施策の運用にあたって配慮する事項

この計画に定める交通安全施設については、次のような方針に基づいて運用するよう配慮する。

- 1 相互に有機的な関連を保たせつつ総合的に運用するよう努める。
- 2 交通事故の発生要因と各施策の事故防止の機能を十分勘案し、効果的な施策の推進を図る。
- 3 交通量、交通の流れ等の交通事情の変化に対応して有効適切な交通安全対策が講ぜられるよう交通安全対策の点検に努める。
- 4 交通安全施策に県民の声を反映させるとともに、県民の理解と協力を得て交通事故の防止に努める。

なお、交通の安全に間接的に影響する施策の運用についても、交通の安全を直接の目的とする施策と一体となつて交通の安全に寄与する

こととなるよう適切な配慮を行なうものとする。